

一般財団法人公立学校共済組合友の会 給付型奨学金支給事業 実施要項

令和 7 年 7 月 1 4 日制定

令和 8 年 7 月 1 5 日改訂

一般財団法人公立学校共済組合友の会

第 1 章 奨学金の概要

1 本実施要項について

本実施要項は、一般財団法人公立学校共済組合友の会（以下「友の会」という。）が実施する一般財団法人公立学校共済組合友の会給付型奨学金支給事業（略称は「友の会奨学金事業」。以下「本事業」という。）及び一般財団法人公立学校共済組合友の会給付型奨学金（略称は「友の会奨学金」。以下「本奨学金」という。）に関する内容について記載したものである。

2 事業の目的

本事業は、全国的に深刻化している教員不足の問題に鑑み、教員志望の学生に対して奨学金を支給し、その経済的負担を軽減することによって教員育成の一助とし、もって公教育の維持・発展に寄与することを目的とする。

3 実施主体

本事業は、友の会及び友の会が地域教員希望枠等（以下「地域枠」という。）の入学試験を実施する教員養成大学の中から指定した大学（以下「指定大学」という。）が協力して実施する。

4 奨学金事業内容

（1）奨学金の種類

返済不要の給付型奨学金

（2）他の奨学金との関係

併給可能

（3）応募資格

指定大学の地域枠入試により入学した新入生（指定大学内で選抜あり）

（4）支給金額

1 人当たり 4 年間で総額 48 万円（各年 2 回に分けて支給予定）

（5）支給期間

奨学生が在籍している期間（4 年間を超えない）

（6）本事業の財源等

① 本事業の財源は、下記のとおりとする。

ア 一般財団法人公立学校共済組合友の会会員の会費の一部

イ 企業・団体等からの協賛金

ウ 個人・企業・団体等からの寄付金

エ その他事業収入等

② 寄付者は、奨学生数の更なる充実のために都道府県等を特定した寄付をすることができ、友の会はその額に応じて指定大学の奨学生数を調整することがある。

(7) 奨学生数

奨学生数は、各都道府県に4人程度とする。

なお、同一都道府県内に複数の指定大学があるとき、上記(6)②によるとき又はその他相当の理由があるときは、奨学生数を調整することがある。

当該年度の各指定大学の奨学生数については、友の会が最終調整して指定大学に募集前までに伝達する。

(8) 事業実施期間

令和8年度以降毎年度1回

第2章 指定大学

5 大学の指定

- (1) 友の会は、地域枠の入学試験を実施する大学の中から、本事業を実施する指定候補大学（既指定大学を除く。）を選定する。その後、当該大学に説明し意向を確認した上で、同意が得られたら、指定大学に決定する。当該大学は、翌年度以降に事業を実施できる。
- (2) 令和7年度に指定された大学（令和7年度指定大学）については、翌年度の令和8年度以降に実施する大学となる。令和8年度指定大学以降についても、同様とする。
- (3) 指定大学は、友の会により指定が発表された最初の年度以降、本事業の指定大学と称することができる。
- (4) 友の会は、指定大学に対し最初に指定した年度に指定書を送付する。
- (5) 友の会は、本事業の指定大学（既指定・新規指定共に）を、毎年度、実施年度の前年度中にWebページ等で公表する。

6 指定大学及び友の会による奨学生の選抜、決定等

- (1) 指定大学は、実施年度ごとに地域枠で入学した1年生の中から本奨学金の受給を希望する者を募り、当該大学の奨学生数内となるよう選抜する。
- (2) 選抜に当たっては、友の会としては成績や家計状況を応募要件としないが、当該都道府県内で教員として就職する意向を持っている者に限る。指定大学ではそのことを踏まえ、任意の方法で選抜を実施する。
- (3) 指定大学は、推薦者リスト及び関係書類を友の会に送信する。
- (4) 友の会は、推薦者リストを取りまとめ、奨学生を決定するとともに、本人及び当該大学に通知し、支給を開始する。

7 広報等への協力

指定大学は、友の会が実施する本奨学金に関する広報や協賛者、寄付者の拡大等に可能な範囲で協力する。

第3章 奨学生

8 奨学生の募集

友の会は、令和8年度以降原則として毎年度1回、当該年度当初に指定大学を通じて奨学生の募集を行い、当該年度中に決定する。

9 応募資格

指定大学の地域枠により入学した新入生とする。

10 申請方法及び提出書類

受給希望者は、所属する指定大学から「給付型奨学金申請書」を受け取り、必要事項を記載の上、指定大学が定める期限（概ね4月中）までに指定大学へ提出すること。

11 奨学生の決定及び通知

- (1) 指定大学から「推薦決定通知」を受けた学生は、友の会が指定するマイページ（「推薦決定通知」に URL を記載する。）に、本人情報及び受取金融機関口座等（※）を登録すること。

登録期間は、原則として7月1日から7月末日までとする（毎年度確認すること）。

※ 受取金融機関は、みずほ銀行とする。みずほ銀行の口座がないときは口座を開設すること（店舗に出向かずスマートフォンで申込可能）。

開設後、近くに店舗や ATM がない場合は、スマートフォンに J-Coin Pay のアプリをダウンロードし口座と連携することでスマホから送金や支払いが可能である。

みずほ銀行の口座開設ページ：

<https://www.mizuhobank.co.jp/account/index.html>



- (2) 友の会は、指定大学の推薦に基づき奨学生の決定を行い、その結果について指定大学及び奨学生に通知する。

奨学生への通知は、初年度の8月中旬までにメールで行うとともに、奨学生には「奨学生証」及び「友の会奨学生ガイドブック」を送付する。

- (3) 令和8年度に奨学生に決定した者は「令和8年度友の会奨学生（第1期奨学生）」と称する。以後、「令和9年度友の会奨学生（第2期奨学生）」等と継続していく。

12 奨学金の支給方法

友の会は、奨学生に対して奨学金を、本人名義のみずほ銀行の口座に直接送金する。

送金の時期は、以下のとおり。

区分	4月分から9月分	10月分から翌年3月分
初年度	8月	10月
第2年度以降	4月	10月

13 奨学生の心得、報告義務等

- (1) 本奨学金は、公立学校共済組合友の会会員の会費の一部、企業などからの協賛金及び個人や企業などからの寄付金を財源としている。友の会奨学生として、それらの方々の善意に応えられるよう、自覚と責任をもって勉学に励むべきこと。
- (2) 友の会や指定大学とのやり取りについては、期限を守り、誠意をもって行うこと。
- (3) 各支給前に教員となる意思の確認を行う。教員となる意思を喪失した場合、奨学金の受給の辞退を申し出ること。
- (4) 本奨学金の受給決定後に他団体の併給不可の奨学金を受給したい場合は、友の会に申し出ることによって友の会の奨学金の受給を辞退すること。
- (5) 奨学生は、年に数回、友の会からの求めに応じて自らの近況を報告すること。なお、報告内容をもとに、友の会は本人の同意のもと、広報に活用する場合がある。
- (6) 奨学生は、友の会が開催する交流イベント等（Web開催含む。旅費支給。）に原則として参加するとともに、広報等に可能な範囲で協力すること。
- (7) 奨学生は、この要項に記載した以外にも奨学生決定後に送付する「友の会奨学生ガイドブック」に記載している事項に従うこと。

14 支給の制限等

- (1) 友の会は、毎年度奨学生に対し、教員就職の意向確認を行うとともに、就業状況の調査を行う。同時に、指定大学に対しても情報提供を求める。
- (2) 奨学生が指定大学を卒業し教員とならなかった場合、学業不振等により卒業できなかった場合又は当該地域外で教員となる場合であっても、友の会は奨学生に奨学金の返還は求めないこととする。
- (3) 奨学生が在学中に、教員になることを明確に断念した場合は、奨学生はその旨を友の会に申し出なければならない。この場合、友の会は申し出月の翌月から奨学金の支給を停止する。このことに関して、友の会は、指定大学と連携を取り合う。
- (4) 奨学生が休学した場合は、本人は友の会にその旨連絡する。また、指定大学はその旨友の会に連絡するものとする。友の会は、休学期間中も、原則として奨学金を支給する。ただし、当該奨学生に対する総支給額は、48 万円を上限とする。
- (5) 奨学生が大学を退学した場合は、本人は友の会にその旨連絡する。また、指定大学はその旨友の会に連絡するものとする。友の会は、奨学生が大学に在籍した最後の月の支給分をもって奨学金の支給を停止するものとし、翌月分以降の既支給金があるときは、本人に返還を求める。
- (6) 上記(5)及び13の(3)(4)の奨学生の代わりに、他の学生をその残りの期間で奨学生にするかどうかについては、指定大学からの要望に基づき、友の会で決定する。
- (7) 上記以外に、奨学生に関して予期せぬ事態が生じたときは、友の会、指定大学間で協議する。

第4章 スケジュール・その他

15 主な年間スケジュール

○実施前年度

- 4 月 指定候補大学へ連絡
- 5 月 大学への説明
- 6 月 大学の指定
- 7 月 指定大学公表（大学広報可能）

○実施年度

- 5 月末 指定大学から友の会へ奨学生候補者を推薦
- 7～8 月 友の会が奨学生決定、支給開始（半年分）

16 その他

- (1) 都道府県の枠を越えて広域に地域枠を設定している大学については、大学が設置されている都道府県内で教員になることを希望している学生を推薦するものとする。
- (2) 「令和8年度一般財団法人公立学校共済組合友の会給付型奨学金支給事業実施要項」及び「令和8年度一般財団法人公立学校共済組合友の会給付型奨学金支給事業奨学生募集要項」は、本実施要項に統合し、廃止する。令和8年度以降の実施に当たっては、本実施要項に基づき行うものとする。
- (3) 上記のほか、指定大学が、奨学金又は奨学生に関して協議があるときは、適宜友の会に相談するものとする。